

美濃加茂市監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和6年 8月 5日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則  
同 坂 井 文 好

- 1 対象の監査 令和6年度5月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和6年 6月25日
- 3 監査の結果を通知した日 令和6年 6月25日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和6年 8月 5日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
まちづくり課	<b>【意見】</b> 請負者の業務実施報告書において受入業務と受入業務以外の事業が混在するため、両業務を明確に仕分けして報告すること。	業務実施報告書内にある、日程報告について、以下の点について確認しました。 ・日程2日目、4月3日の欄、7行目にある「カラオケ@カステロ」については、本業務仕様書外のものであったが、報告書において記載されているものであった。 ・今後は検査時点において、仕様書外業務の記載があった場合には、報告書の修正を指示します。